

高圧ガス保安法実務マニュアル

(第一種製造者 (冷凍施設) 編)

冷凍保安規則の適用を受ける第一種製造事業者に適用する。

— 冷凍施設に係る第一種製造者とは —

冷凍のためガスを圧縮し、又は液化して高圧ガスの製造をする設備で、その一日の冷凍能力が20トン（フルオロカーボン及びアンモニアにあっては、50トン）以上のものを使用して高圧ガスの製造をするため許可を受けた者

< 目次 >

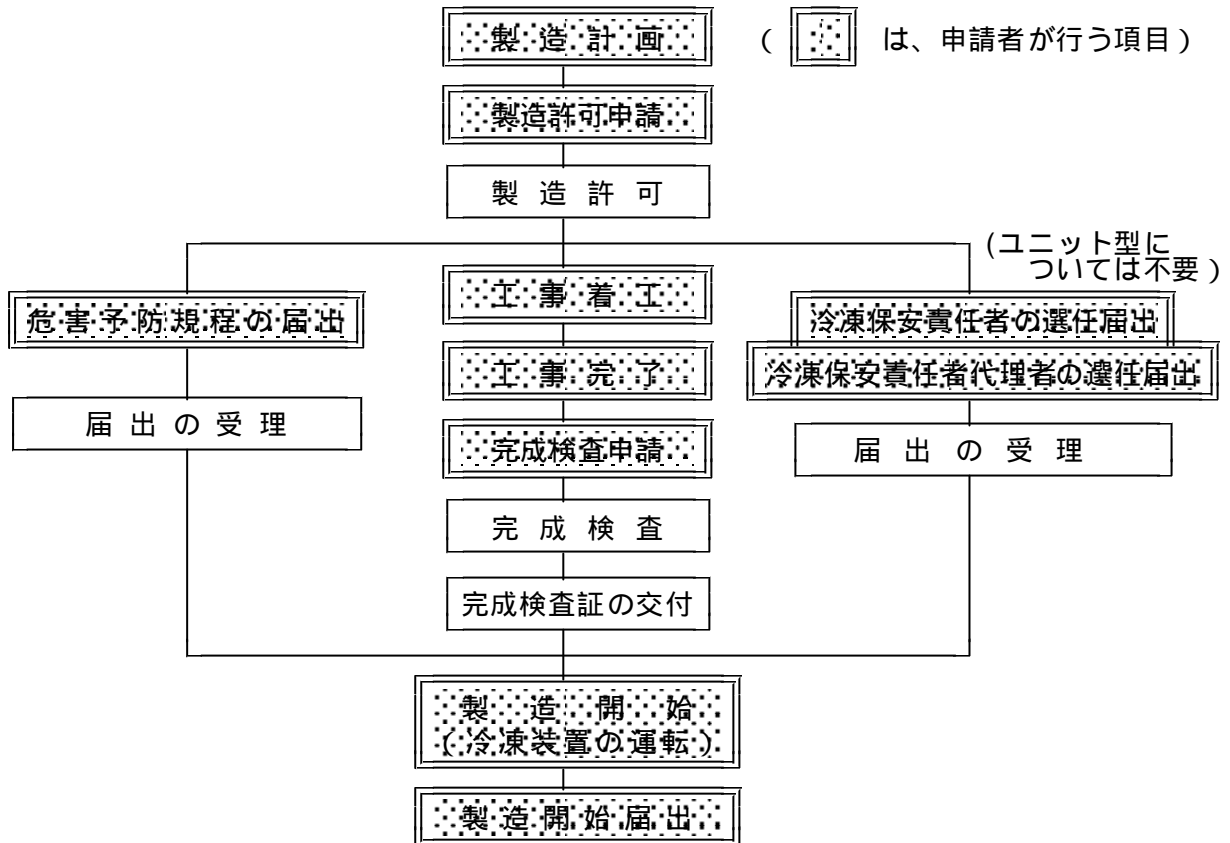
	頁
第一種製造者の許可等に係る手続き -----	1
高圧ガス製造許可 -----	2
高圧ガス製造施設等変更許可 -----	10
製造施設完成検査 -----	14
危害予防規程の届出、変更届出 -----	15
冷凍保安責任者届、冷凍保安責任者代理者届 -----	16
高圧ガス製造開始（廃止）届 -----	18
保安検査 -----	19
高圧ガス製造施設軽微変更届 -----	21
代表者等変更届 -----	23
第一種製造事業承継届 -----	24
様 式 -----	25

平成19年 4月

福島県生活環境部県民安全領域

第一種製造者の許可等に係る手続き

高圧ガス製造開始までの手続き



高圧ガス製造施設等変更の手続き

